

Newsletter

March 2014

中東・アフリカニューズレター vol. 14 2013 年下半期における法令・実務の動向

目次：

[アラブ首長国連邦](#)

[ガーナ](#)

[カタール](#)

[クウェート](#)

[ケニア](#)

[サウジアラビア](#)

[チュニジア](#)

[トルコ](#)

[ナイジェリア](#)

[バーレーン](#)

[南アフリカ](#)

本ニューズレターでは、中東・アフリカ地域における 2013 年下半期（7 月～12 月）の主要な法令および実務上の展開を紹介する。

本年 1 月には、日本政府がアフリカ等への日本企業進出を後押しするため、政府開発援助（ODA）政策の見直し作業を開始し、2015 年末までに 11 年ぶりとなる ODA 大綱の改定を目指すこととなると伝えられた。支援規模の拡大とともに、民間投資と ODA をパッケージ化した支援などをアフリカ諸国に供与する方針と伝えられている。また、日本とトルコの両政府は、両国間の経済連携協定締結に向けた交渉を開始することに合意しており、その他、日本を含む各国によるイランに対する経済制裁が一部緩和されるなど、今後、中東・アラブ地域における日本企業の更なる経済活動の拡大が予想される。

アラブ首長国連邦

新会社法案の承認

昨年 5 月、連邦国民評議会（Federal National Council）は、現行会社法（Federal Law No. 8 of 1984 Concerning Commercial Companies）の改正案を承認した。本案は今後、最高評議会の可決、大統領の署名等を経て施行されることが予想される。

新会社法案は、現会社法の基本的な特徴を残しつつ、より厳格なコーポレートガバナンスに関する規定を採用している。

重要な変更点として、有限責任会社（limited liability company）あるいは非公開株式会社（private joint stock company）に関し、株主が一人の場合でも、その設立が認められることになる。

また、公開株式会社に関しては、発起人の人数要件は、現行法の 10 人から 5 人に、非公開株式会社においては、2 人に引き下げられる。ただし、どちらの形態においても、資本金の下限は引き上げられる。さらに、非公開株式会社においては、設立後一年間の株式移転禁止期間も設けられる。

他に注目すべき変更点としては、総会の成立要件として必要な出席株主（公開株式会社の場合）あるいは出席社員（有限責任会社の場合）の割合が、議決権の 50%から 75%に引き上げられることや、有限責任会社に対し、公開株式会社に関する規定が、原則として適用されることになる点等がある。

[最初のページに戻る](#)

ドバイ国際金融センター仲裁法の改正

昨年12月15日、ドバイ国際金融センター（DIFC：Dubai International Financial Centre）当局は、DIFC 仲裁法（Arbitration Law - DIFC Law No.1 of 2008）を改正した。これは、DIFC 仲裁裁判所が、DIFC 域外での仲裁のために、DIFC の仲裁手続を中止させる権限があることを明確にし、ニューヨーク条約との整合性をより高めることを目的としている。

DIFC は、UAE の憲法上独立した管轄権を有しているが、UAE が2006年にニューヨーク条約に加盟したことから、かかる条約に遵守することが求められている。しかしながら、仲裁への付託に関連する規定に、ニューヨーク条約とDIFC 仲裁法との間には整合しない点があったことから、DIFC 仲裁法の早期の改正が望まれていた。

改正前の仲裁法によると、DIFC 仲裁裁判所が仲裁手続を中止できるのは、仲裁地がDIFC の場合のみであるとされ、近年、この規定の解釈をめぐる、DIFC 域外での仲裁がなされている場合に、DIFC の仲裁手続を中止することができるかについて、結論の分かれる裁定が出されていた。

今回の改正により、当事者の仲裁合意によってDIFC 域外を仲裁地とする場合や、仲裁地が決定されていない場合であっても、DIFC 仲裁裁判所がDIFC 仲裁手続を中止する権限を有することが明示的に示された。これにより、DIFC がより国際基準に適合する仲裁地として、信用性が高まることが期待される。

(UAE における仲裁実務の現状とその動向については、過去の[ニューズレター](#)をご参照ください。)

[最初のページに戻る](#)

ガーナ

石油法制定による雇用確保および自国産業保護の強化

昨年11月20日、ガーナ共和国議会は、石油法（Petroleum (Local Content & Local Participation) Regulations, 2013）を承認した。

新法の目的は、主として石油・ガス業界における自国の専門的技術、製品およびサービス、事業および金融を利用することによる付加価値の最大化、雇用の創出の実現、専門性の開発および技術・ノウハウ移転を通じた石油・ガス業界における生産規模の発展並びに自国産業の外国事業に対する競争力の増大等にある。

新法により、石油関連事業を営む会社は、原則として、5%以上の現地資本を受け入れなければならないとされる。また、石油関連事業を営む会社は、当該事業において現地の事業者の利用（Local Content）が含まれていることを確保しなければならないとされている。

加えて、政府との石油関連の契約又はライセンスを受ける業者の入札においても現地資本は優遇を受けることとなる。外国資本から独立した現地資本のガーナ法人は、石油関連の政府の入札において、法令に定める条件を充たしている限りにおいて、他の外国の事業者に優先することとされている。また、その他の条件が同様であれば、Local Content をより多く含んでいる会社を選定されることとなる。

新法の内容は自国の産業を保護するものとなっており、既にガーナの石油関連事業に進出している企業や当該事業への進出を検討している企業に大きな影

響を与える可能性がある。今後現地において石油関連事業を行う企業は、現地のパートナーの選定や入札の方針等を検討するに当たって新法の内容を詳細に検討する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

カタール

カタール金融センターにおける新たな保険業規制の導入

昨年 10 月 28 日に、カタール金融センター（QFC： Qatar Financial Centre）内で事業を運営する保険会社に対し、健全性に関する新規制が導入されることが公表された。新規制は 2015 年 1 月 1 日に施行される予定である。

導入される新規制は主として以下の分野における規制の強化を含むものである。

- 全社的リスクマネジメント： 年間のリスクと健全性に関する自己審査の承認を行う保険会社の内部機関に関する規制を強化。
- 自己資本比率規制： 自己資本比率規制に係わる集積リスクや運用リスクに関する要件の導入と、他のリスク要素の変更等により、リスクベース資本モデルにおけるリスク対応力を改善。
- 投資規制： 投資集中の制限、資産負債のマッチング要件、投資許容要件、プルーデントパーソン・ルールの導入により、投資リスクの管理を向上。
- 資産負債評価： 資産や保険負債の評価に用いられる保険数理の方法・前提等に関する規制の強化。
- 保険グループ規制： グループ内の保険会社への情報提供要求に関する QFC 監督局の監督権限を拡充。

新規制は QFC 内で事業を行う保険会社に対する規制を国際水準に合わせて強化するものであり、域内の保険会社は 2015 年 1 月 1 日の新規制施行に向けて体制を変更・整備していくことが要請される。

[最初のページに戻る](#)

クウェート

新外国資本投資法、施行へ

昨年 6 月 16 日、新外国資本投資法（Law No. 116 of 2013 Regarding the Promotion of Direct Investment in the State of Kuwait）が公示され、施行規則の発布をもって施行される予定である。新外国資本投資法には、多数の問題点が指摘されていた旧外国資本投資法（2001 年）を廃止し、直接投資に必要なライセンスの取得を容易にすることで、海外からの投資を促す狙いがある。

旧外国資本投資法は、海外資本 100%のクウェート国籍の会社の設立を可能とし、10 年間の法人税免除や必要物資の輸入税免除等のインセンティブを与えるものであったが、ライセンスの取得が困難であったことから、投資拡大への影響は限定的なものにとどまっていた。

そこで、新外国資本投資法は、上記の旧法の枠組みを継続しつつ、外国投資ライセンスの取得を容易にするための規定が盛り込まれている。具体的には、新たに直接投資促進局（Kuwait Direct Investment Promotion Authority）を設置し、ライセンスの申請におけるすべての関連事務手続きを一括で処理する「ワン・ストップ・ショップ」制を導入する。また、申請に要する期間を、従来の最高8か月から、原則30日以内に短縮するとしている。

その他の変更点として、閣僚評議会（Council of Ministers）の決定によって指定された分野を除き、原則すべての分野への投資を認めた点も重要なポイントである。

[最初のページに戻る](#)

ケニア

モンバサに経済特区を設置へ

本年2月13日、ケニア政府は、今後成立予定の経済特区法（Special Economic Zones Act）に基づき、地域貿易および国際貿易を促進して投資を促す目的で、モンバサに経済特区を設置することを承認した。

これは、ケニアで最初の経済特区の設置となる。経済特区の設定により、商品を非課税で輸入・流通させることを可能とする初めての試みであり、ケニアの貿易量を増大させ、より多くの雇用を生み出すとともに、東部、中部および南部アフリカ地域における貿易が活発なものになることが期待されている。計画では、当初は、自動車、生活用品および建築資材などをその対象とする予定である。

経済特区の設定は既存市場を広くアフリカ大陸に開放し、ケニア国内の経済活動にも拍車をかける効果が期待される。今後、2015年中の運用開始を目指し、必要な施設の建設などを進める。

[最初のページに戻る](#)

サウジアラビア

サウダイゼーションの動向に関するアップデート

昨年11月4日、サウダイゼーションに関連して、昨年11月3日まで猶予されてきた違法就労外国労働者の取り締まりが、サウジアラビア当局によって各地で一斉に実施された。当該一斉検挙により、数千人規模の外国人労働者が逮捕され、本国に送還されている。このことにより、従前は外国人労働者が従事していた様々な業務分野において、人手不足が社会問題となっている。

また、サウジアラビア政府は、サウダイゼーションの規制を潜脱する趣旨で、実際には雇用していないサウジアラビア人を雇用した旨の虚偽の報告等を行った場合につき、5年以下の懲役・1000万リアル以下の罰金等を内容とした新しい規制を設けることを予定している。今後も、サウジアラビア政府の動向に注意する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

チュニジア

マドリッド協定議定書の発効

昨年 10 月 16 日、チュニジアに関し、マドリッド協定議定書（正式名称：標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書）が発効した。同国は昨年 7 月の段階で同議定書への加入書を提出しており、これに基づき同議定書の効力が同国との関係で生じたことになる。

日本や米国など世界の主要な国が参加する同議定書の下では、参加国の商標について、その名義人が商標の保護を希望する国を指定し、当該商標を世界知的所有権機関の登録簿へ記載することにより、指定された参加国が一定の期間（原則 12 か月であるが、加入に当たり宣言を行った各国（チュニジアを含む。）については 18 か月）内に拒絶の通報をしない限り、これらの参加国において、各国とも国内直接出願の場合と同等の保護を受けることができる。

チュニジアによる同議定書への参加により、同国における海外企業の商標保護について一定の前進が見られるものと思われるが、あくまでもチュニジア国内で出願された場合と同等の保護を受けるにとどまることとなる。したがって、実際に同議定書のシステムに基づきチュニジアでの商標保護を図ろうとする場合には、同国内での実務上の手続や執行方法を含む商標保護制度の実態に留意する必要がある。

新憲法の制定

本年 1 月 27 日、ラアレイエド首相、マルズーキ暫定大統領およびベンジャーフアル制憲議会議長（それぞれ役職名は当時）によって、前日に制憲議会で承認された新憲法案に署名がなされ、チュニジアにおける新憲法が制定された。

ベン・アリ大統領による旧独裁政権がいわゆる「アラブの春」の先駆けとなる民主化運動で失脚した後、チュニジアではイスラム系与党と各野党の間での対立が生じ、野党党首が暗殺されるなど国内で政情の混乱が発生していた。しかし、最終的に相互の譲歩に基づく民主的プロセスを経て制憲に至ったことから、本年中に予定されている新憲法下での大統領選挙、議会選挙を経て、国内の政情の安定および経済の発展が期待される。

基本的人権の尊重、男女平等、信教の自由等の民主的かつ先進的な内容を持つ新憲法の制定に対し、各関係国および国連は好意的な反応を示しており、特に EU は同国への経済支援を検討しているとの報道も見受けられる。新憲法の下での政治体制に安定が伴えば、政情不安の低減、経済政策への注力など、同国の投資先としての魅力が高まる可能性がある。

[最初のページに戻る](#)

トルコ

授権資本制度の柔軟運用が可能に

昨年 12 月 25 日、トルコのキャピタルマーケットボード（CMB）は、授権資本制度の授権枠の上限の導入および授権資本制度に係るライセンス等に関する通達（以下「本通達」）を交付し、同日発効となった。

授權資本制度は、取締役会が、定款に定める授權枠の範囲内であれば、株主総会決議を経ることなく増資のための定款変更ができるようにするものである。従前、商法上、授權資本制度の授權枠に上限は設定されておらず、取締役会は、定款に定める授權枠の範囲であれば、定款に定める期間内（5年以内）、株主総会決議を経ることなく増資を行うことができた。本通達は、授權枠を払込資本または資本金のいずれか大きい方の5倍までとする上限を導入した。また、本通達は、CMBが発行する5年間の授權資本制度のライセンス更新を怠った場合に授權資本制度の継続を停止するという従来の効果を緩和し、失効したライセンスの更新がなされるまでの間のみ取締役会の増資権限を停止することとした。さらに、従前、授權資本制度の適用を排除された、または採用を中止した会社は、最低2年間、授權資本制度を再度採用することが認められていなかったが、本通達はこの限定を廃止した。

本通達により授權資本制度のより柔軟な運用が可能になった。なお、授權枠の上限の導入については、既存の制度をより制限的にするものとの見方もあるが、CMBは従来より授權枠について制限的な運用をしてきており、この点にかかる実務が実質的に変更されるものではないと評価されている。

新石油法の施行

昨年6月11日、トルコにおいて、新たな石油法（Petroleum Law No. 6491）が公示され、同日施行された。新石油法は、1954年制定の石油法（旧石油法）の全規定を廃止するものである。

トルコの近隣諸国では、近年大規模なガス田が発見されており、エネルギーの大部分を輸入に依存しているトルコにおいても、調査を加速させることが重要な課題となっている。このような状況の中で、新石油法は、旧石油法のもとでの様々な障害を撤廃し、規制緩和を図ることで、海外からの投資を積極的に呼び込むことを狙うものである。

旧石油法では、トルコの国営石油会社であるTPAO（Türkiye Petrolleri Anonim Ortaklığı）は、調査・運営のライセンスにおいて特恵的な取扱いを受けていたが、新石油法では、このような特恵的取扱いは廃止され、ライセンス申請において、外国企業と同様に扱われることになる。また、調査ライセンスの発給が認められるようになり、油田が発見された場合、20年間の採掘許可も認められる。また、ライセンス制度そのものも簡略化されている。

さらに、新石油法には、調査への投資を促すために、所得税率の上限の引き下げ、関税の一部免除、外国人に対する労働許可の簡略化などの、様々なインセンティブも含まれている。他に、新石油法においても引き続き、石油の産出に際してトルコ政府へのロイヤルティの支払いが求められるが、支払額はこれまでの定額制から、市場価格を基にした算出方法へと変更される。

このように新石油法は、調査・発掘段階の自由化を目指し、EU法との調和を図るものであるが、輸出割合の上限等多数の制限は残されており、また、具体的な施行規則が明らかにされていないことから、今後もその動向に注視する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

ナイジェリア

連邦地裁が国税不服審判所の存在を違憲と判断

昨年10月30日、ナイジェリア連邦地方裁判所（Federal High Court）が、同国の国税不服審判所（Tax Appeal Tribunal）の存在を規定する内国税収入局設置

法について、国税不服審判所が国民の課税に対する不服について審判することは、憲法が定める裁判所の司法権の独占に反するとし、違憲判断をした。

本件は、ナイジェリア国内の企業が、国税不服審判所の審判に対し、さらに不服申立てを行い、ナイジェリア連邦地方裁判所での裁判が実施されたものである。同裁判所は、国税不服審判所の判断権限の欠如を理由に当該課税判断への国税不服審判所の審判を無効とし、さらには、今後の国税不服審判所の審判行為の制限と、財務大臣に対して国内 8 箇所の国税不服審判所の解散を命じた。

ただし、同判決は、本件事件についてのみ無効の判断を下しただけである。上記のように今後の国税不服審判所による審判行為の制限を命じたものの、国税不服審判所に現在係属中の事件や、国税不服審判所で既に審判を経た事件の扱いについては特に判断を示しておらず、これら事件に係る今後の手続については、明らかとなっていない。また、今後課税に対する不服申立てをする上で、国税不服審判所を経ることなく、連邦地方裁判所で裁判を受けることができるのかについても、不明である。

このような連邦地方裁判所の判断は、ナイジェリア国内でも大きな波紋を呼んでいるが、同事件は控訴され、現在は控訴審において審理中であり、今後の控訴裁判所の判断が待たれている。

[最初のページに戻る](#)

バーレーン

証券の発行に係る新たな規制枠組みを発表

昨年 12 月、バーレーン中央銀行 (CBB: Central Bank of Bahrain) は、CBB キャピタルマーケットルールブック第 6 号の一部として、証券およびスーク発行に係る規制監督モジュール (証券モジュール) を発行し、業界関係者に配布した。これによりバーレーンは、証券の発行・募集・流通に係る包括的な規制枠組を有するに至った。

証券モジュールにより証券発行の承認に要する時間を縮小することができ、これにより様々な種類の証券の発行を促すことで資本市場を活発にすることを目的としている。

証券モジュールは 9 つの章と 11 の付則から構成され、証券の機能、役割、各種責任、必要書面、法的要件、発行者および投資家の権利等を規定しており、証券監督者国際機構の推奨する国際基準に沿うものとなっている。

今回の証券モジュールの発行によりバーレーンのキャピタルマーケットの透明性を向上させ、市場に統合性をもたらすことが期待される。

[最初のページに戻る](#)

南アフリカ

個人情報保護法の成立

昨年 11 月 26 日、南アフリカ共和国 (以下「南アフリカ」) において、個人情報保護法 (Protection of Personal Information Act) が公布された。

本ニューズレターに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

伊藤（荒井）三奈
オフ・カウンセラー
Tel: 03 6271 9727
mina.arai-ito@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)
〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

中東・アフリカにおける事業支援

ベーカー&マッケンジーは、中東・アフリカ地域への進出・事業展開を検討する日本企業に対し、同地域におけるベーカー&マッケンジーのネットワークを最大限に活用した法的アドバイスを提供しています。専門性を視野に入れた現地弁護士の人選・紹介から案件全体の統括・費用管理まで、東京事務所が窓口となり、国際的ワンストップショップサービスを提供しています。詳細は[ホームページ](#)をご覧ください。

中東・アフリカ ニューズレターの配信者追加をご希望される方は、[MEA サポートデスク](#)までご連絡ください。

個人情報保護法は、個人情報（Personal Information）には、定義上、（一定の例外はあるものの）現存する法人（existing juristic person）が含まれるなど、1995年 EU データ保護指令をベースとした、比較的厳しい個人情報保護法となっている。

また、国外への個人情報の移転についても、①当該個人情報の帰属者（Data Subject）の同意がある場合、②個人情報保護法と同水準の個人情報保護規制に服する者に対する移転である場合、または、③当該個人情報の帰属者の利益に適う移転である場合を除き、許容されていない。前述のとおり、個人情報保護法は1995年 EU データ保護指令の強い影響を受けていることからすると、EUと同様に、南アフリカにおいても、日本の個人情報の保護に関する法律その他の個人情報保護関連法制が個人情報保護法に比べて十分ではないと判断され、南アフリカから日本への個人情報の移転について個人情報の帰属者の同意を得なければならなくなる可能性もあると思われる。

同法の施行は2014年末または2015年の初頭となる予定である。したがって、南アフリカにおいて事業を行う日本企業は、2014年内に、自社またはその子会社・関連会社が南アフリカにおいて取り扱う情報のうち、個人情報保護法上の個人情報に該当する可能性のある情報を特定し、当該情報の取扱いについて適切な体制を整備しておくことが必要となる。

[最初のページに戻る](#)

執筆に協力したアソシエイト弁護士は以下のとおり：

篠崎歩（編集管理、トルコ）、新村文子（トルコ）、富本聖仁（カタール）、向井ジョナサン（アラブ首長国連邦）、稲葉正泰（ガーナ）、鈴木惇也（南アフリカ）、大森裕一郎（サウジアラビア）、和田卓也（チュニジア）、桐山大地（ケニア・バーレーン）、生島慎太郎（ナイジェリア）

[最初のページに戻る](#)

本ニューズレターは一般的な情報を提供するためのものであり、ベーカー&マッケンジー法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありません。個別具体案件に関しては、別途専門家から助言を受けてください。